

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年度1月補正予算に係る公共事業の早期執行に資するため、入札公告期間を短縮しておりますので、質問・回答期間、入札申込期限、入札日等の日程をよくご確認の上応札してください。

令和4年3月15日

長野県中央児童相談所長 塚田 由美

### 1 入札の目的

建設工事の請負契約

### 2 工事名

中央児童相談所相談室改修ほか工事

### 3 工事箇所

長野市大字南長野妻科 282 番地 7

### 4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。

ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されていること。

イ 資格総合点数が 797 点以下であること。

ウ 長野地域振興局管内に、本店・支店又は営業所を有する者であること。

エ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 有効な経営事項審査を有している者であること。

キ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

### 5 工事完成期限

契約日の翌日から約 120 日間（繰越明許費設定済）

なお、本工事は週休 2 日制とし、原則、職員が事務室内で勤務している平日（夜間を除く）に作業すること。また、祝祭日も同様に工事を行わないこととする。

### 6 支払条件

#### (1) 前金払

原則として、1 件の契約金額が 100 万円以上の工事について、契約金額の 6 割の範囲内で中間前払い金を含む前金払をします。

#### (2) 部分払

原則として 1 件の契約額が 50 万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、令和4年3月15日(火)から令和4年3月23日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで以下の場所において縦覧に供します。なお、工事箇所を確認する場合は、あらかじめ相談してください。

長野市大字南長野妻科 282 番地 7

長野県中央児童相談所

電話 026 (238) 8010

8 質問及び回答

本工事について質問がある場合は、令和4年3月16日(水)から令和4年3月17日(木)午後5時までに質問書を中央児童相談所に提出してください。

質問所に対する回答は令和4年3月18日(金)を最終回答期限とし長野県公式ホームページ(児童相談所等が発注する一般競争入札情報)に回答を掲載します。

9 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月24日(木) 午前11時00分

イ 場所 長野県中央児童相談所 3階会議室1

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、令和4年3月22日(火)午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を納付してください。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

こども・家庭課